

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

（令和3年1月26日 中央教育審議会）

【抜粋】

第Ⅱ部 各論

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

（1）基本的な考え方

- 義務教育は、憲法や教育基本法に基づき、全ての児童生徒に対し、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎や、国家や社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的とするものである。社会が劇的に変化し先行き不透明な時代だからこそ、人材育成の基盤である義務教育は一層重要な意義を持つものであり、我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務である。
- 中央教育審議会の答申を踏まえ、平成 18（2006）年の教育基本法改正により義務教育の目的が定められ（第5条2項）、続く平成 19（2007）年の学校教育法改正により小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設（第 21 条）された。また、平成 27（2015）年の学校教育法の改正等により小中一貫教育制度が整備され、各地域において小中一貫教育の取組みが進展しつつある。このような中、新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、9年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要がある。
- また、児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中であっても、義務教育において決して誰一人取り残さない、ということを徹底する必要がある。このため、一人一人の能力、適性等に応じ、その意欲を高めやりたいことを深められる教育を実現するとともに、学校を安全・安心な居場所として保障し、様々な事情を抱える多様な児童生徒が、実態として学校教育の外に置かれてしまわないように取り組むことが必要である。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等を育むことも重要である。こうした観点からも、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に副次的な籍を置く取組を進めるなど、義務教育段階における特別支援教育のより一層の充実を図ることが重要である。

(2) 教育課程の在り方

①学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策

- 今般改訂された学習指導要領では、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理しており、この資質・能力の3つの柱は知・徳・体にわたる「生きる力」全体を捉えて、共通する重要な要素を示したものである。このため、学校において児童生徒の学力の確実な定着について検討するに当たっては、この資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要である。新学習指導要領を着実に実施するに当たっては、GIGA スクール構想により整備される ICT 環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実していくことが重要である。
- また、新学習指導要領では、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされており、その充実を図ることが必要である。

具体的には、言語能力については、まず、教科学習の主たる教材である教科書を含む多様なテキスト及びグラフや図表等の各種資料を適切に読み取る力を、各教科等を通じて育成することが重要である。その際、教材自体についても、資料の内容を適切に読み取れるような工夫を施すべきである。また、判断の根拠や理由を明確にしながら自分の考えを述べる力を身に付けさせることも必要だが、そのためには、レポートや論文等の形式で課題を分析し、論理立てて主張をまとめることも重要である。

コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したりといったことができる力、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得を含めた情報活用能力を育成することも重要である。
- 児童生徒の資質・能力の育成に当たっては、幼児が主体的に環境と関わり、直接的・具体的な体験を通して豊かな感性を発揮したり好奇心や探究心が高まったりしていくなどの幼児期の学習を小学校以降にもつなげていくことが重要である。
- 小学校低・中学年においては、安心して学べる居場所としての学級集団の中で、基礎的・基本的な知識及び技能を反復練習もしながら確実に定着させるとともに、知識及び技能の習得や活用の喜び、充実感を味わう活動を充実することが重要である。資質・能力を確実に習得させるためには、個々の児童の状態をより丁寧に把握し、個別的な対応を行う「指導の個別化」が重要である。
- 特に小学校低学年においては、まず安心して学べる居場所である学級集団を確立し、

教師が提示する課題を自らの学習課題として捉え、「分からないこと・できないこと」を「分かること・できること」にする過程が学習であることや、「分からないこと・できないこと」を他者に伝えたり助けを求めたりするなど、他の児童や教師との対話が学びを深めるために存在することといった事柄を理解する「学びの自覚化」が必要である。また、語彙については児童のそれまでの学習の状況を代表的に示す面があることから、その状態を把握した上で、家庭・地域との連携も図りながら、教科等横断的な視点で教育課程を編成・実施し、意味・文脈を含めた語彙の獲得など、言語能力の育成を図る必要がある。さらに、立式における計算の意味等の理解と計算方法等の習熟、数学的な見方・考え方を働かせた日常及び数学の事象の把握といった資質・能力を伸ばすことや、中学年以降に向けて教科等の基礎となる気づきを様々な体験、読書、対話から学ぶことなども重要である。

- 小学校中・高学年以上の指導においては、各教科等の内容を、徐々にその中核的な概念を使って指導することにより、見方・考え方が鍛えられていくことを踏まえることが重要である。また、体験活動と教科の内容との関連付けを自覚的に行えるように指導することが重要である。
- 平成 28 年答申においても、小学校高学年においては「子供たちの抽象的な思考力が高まる時期であり、教科等の学習内容の理解をより深め、育成を目指す資質・能力の育成に確実につなげるためには、指導の専門性の強化が課題となっている」とした上で、「専科指導の充実は、子供たちの個性に応じた得意分野を伸ばしていくためにも重要である」とされている。
- このため、小学校高学年への教科担任制の導入や、小学校と中学校や中学校と高等学校など学校段階間の連携の強化、外部人材の配置や研修の導入などが必要である。
- また、発達の段階にかかわらず、児童生徒の実態を適切に捉え、その可能性を伸ばすことができるよう環境を整えていくことも重要である。例えば、児童生徒の学習意欲を向上する観点からは、教科等を学ぶ本質的な意義や学習状況を児童生徒に伝えること等が重要となる。また、学習内容の理解を定着する観点からは、単に問題演習を行うだけではなく、内容を他者に説明するなどの児童生徒同士の学び合いにより、児童生徒が自らの理解を確認し定着を図ることが、説明する児童生徒及びそれを聞く児童生徒の双方にとって有効であり、授業展開として重要であると考えられる。
- 新学習指導要領において育成を目指す資質・能力のうち、「学びに向かう力、人間性等」については、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等を育成することとされている。また、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けてい

くことができるよう、特別活動を要としてつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることとされている。

- 学びに向かう力の育成は幼児期から成人までかけて徐々に進んでいくものであるが、初期の試行錯誤段階を経て、様々な学びの進め方や思考ツールなどを知り、経験していくことが重要である。とりわけ小学校中学年以降、学習の目標や教材について理解し、計画を立て、見通しをもって学習し、その過程や達成状況を評価して次につなげるなど、学習の進め方を自ら調整していくことができるよう、発達の段階に配慮しながら指導することが大切である。また、中学校以降において、多様な学習の進め方を実践できる環境を整えることも重要である。

授業改善に当たっても、学習の進め方（学習計画、学習方法、自己評価等）を自ら調整する力を身に付けさせることを一つの柱として行うことが考えられる。また、学校の授業以外の場における学習の習慣や進め方についても視野に入れ、指導を行うことが重要である。

- また、キャリア教育の充実にあたっては、小学校から高等学校までを通じ、各教科等での指導を含む学校教育全体でその実践を行いつつ、総合的な学習の時間において教科等を横断して自ら学習テーマを設定し探究する活動や、特別活動において自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などを充実していくことが求められる。この中で、キャリア・パスポート等も活用し、児童生徒が自覚するまでに至っていない成長や変容に気付いて指摘したり、一人一人が自らの成長を肯定的に認識できるように働きかけたりするなど、教師が対話的な関わりを持ち相互作用の中でキャリアを創り上げていくことが不可欠である。

② 補充的・発展的な学習指導について

ア 補充的・発展的な学習指導

- 新学習指導要領においては、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることなどにより、個に応じた指導の充実を図ることが規定されている。補充的な学習を取り入れた指導を行う際には、様々な指導方法や指導体制の工夫改善を進め、学習内容の確実な定着を図ることが必要であり、発展的な学習を取り入れた指導を行う際には、児童生徒の負担が過重にならないよう配慮するとともに、学習内容の理解を一層深め、広げるという観点から適切に取り入れることが大切である。

- また、従前から、いずれの学校においても学習指導要領において示している内容に

関する事項は取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることとされている。児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりすることも考えられる。

- 補充的・発展的な学習を行う際には、例えば知識及び技能の習得に当たって、ICT を活用したドリル学習等を組み合わせていくことも考えられるが、併せて思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成も十分に行われるよう、計画的に指導を行うことが必要である。
- また、発展的な学習としては、内容理解を深める学習を更に充実することが重要であるが、その際には個別学習のみで学習を終えることにならないように留意し、学校ならではの「協働的な学び」が取り入れられるよう教育活動を工夫する必要がある。各児童生徒が深めた学習の成果を持ち寄って共有し、児童生徒同士の学び合いを行い、またその結果を各自で深めるといった循環を作っていくことが大切である。

イ 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導

- 米国等においては「ギフテッド教育」として、古典的には知能指数の高さなどを基準に領域非依存的な才能を伸長する教育が考えられてきたが、近年ではこれに加え、領域依存的な才能を伸長する教育や、特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒に対する教育も含めて考える方向に変化している。
- 例えば、単純な課題は苦手だが複雑で高度な活動は得意など、多様な特徴のある児童生徒が一定割合存在するなかで、学校内外において、このような児童生徒を含め、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する環境を築くことが重要である。
- 一方で、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する教育に関し、我が国の学校において特異な才能をどのように定義し、見だし、その能力を伸長していくのかという議論はこれまで十分に行われていない状況にある。
- このため、知的好奇心を高める発展的な学習の充実や、大学や民間団体等が実施する学校外での学びへ児童生徒をつないでいくことなど、国内の学校での指導・支援の在り方等について、遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行い、更なる検討・分析を実施する必要がある。

③カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

- 各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、教育の目標を明確化し、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習の推進など、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施することが重要である。
- 標準授業時数については、学習指導要領に示す各教科等の内容の指導の質を担保するための、いわば量的な枠組みとして、教育の機会均等や水準確保に大きな役割を果たしてきた。特に資質・能力のうち、定量的に質を測定できるのは知識・技能等の一部にとどまることから、学習指導要領が求める教育の質を量的に支えるものとして標準授業時数は重要な意義を持っている。
- 一方で、標準授業時数の在り方をめぐっては、児童生徒や教師の負担について考慮すべきとの指摘や、学習状況に課題のある児童生徒も含めて指導すべき内容を一般的に教えることが可能なものとなっているのか、ICT を活用した学習指導を踏まえた柔軟な在り方について検討が必要、といった指摘がある。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業からの学校再開後には、教育活動や時間の配分等を再検討し、学校の授業における学習活動を重点化するなど、地域や家庭の協力も得て児童生徒の学習の効果を最大化できるよう、カリキュラム・マネジメントを行うことの重要性が指摘された。
- このような指摘を踏まえれば、新学習指導要領の趣旨の実現に向けて、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図る観点から、標準授業時数の意義を踏まえつつ、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を改めて認識し、学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に判断できるようにしていくことが重要である。教育委員会においても、各学校の持っている裁量を明確にし、学校や地域の実態に応じた柔軟な教育課程の編成・実施が行われるよう、適切な指導及び環境整備に関わる包括的な支援を行うことが求められる。
- また、学習指導要領のねらいとする資質・能力の育成と、一定の総授業時数の確保による教育の機会均等の観点を踏まえ、総枠としての授業時数（学年ごとの年間の標準授業時数の総授業時数）は引き続き確保した上で、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資するよう、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特質を踏まえつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設けるべきである。その際、この制度を利用する学校は、家庭・地域に対して特別の教育課程を編成・実施していることを明確にするとともに、他の学校や地域のカリキュラム・マネジメントに関する取組の参考となるよう、教育課程を公表することとするべきである。

(3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

①小学校高学年からの教科担任制の導入

- 義務教育の目的・目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を確実に育むためには、各教科等の系統性を踏まえ、学年間・学校間の接続を円滑なものとし、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要である。
- 児童生徒の発達段階を踏まえれば、児童の心身が発達し一般的に抽象的な思考力が高まり、これに対応して各教科等の学習が高度化する小学校高学年では、日常の事象や身近な事柄に基礎を置いて学習を進める小学校における学習指導の特長を生かしながら、中学校以上のより抽象的で高度な学習を見通し、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ることが求められる。
- また、多様な子供一人一人の資質・能力の育成に向けた個別最適な学びを実現する観点からは、GIGA スクール構想による「1人1台端末」環境下でのICTの効果的な活用とあいまって、個々の児童生徒の学習状況を把握し、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ることが重要である。
- さらに、小学校における教科担任制の導入は、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資するものである。
- これらのことを踏まえ、小学校高学年からの教科担任制を（令和4（2022）年度を目途に）本格的に導入する必要がある。
- 導入に当たっては、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状も考慮しつつ、専科指導の対象とすべき教科や学校規模（学級数）・地理的条件に着目した教育環境の違いを踏まえ、義務教育9年間を見通した効果的な指導体制の在り方を検討する必要がある。また、義務教育学校化や広域・複数校による小中一貫教育の導入を含めた小中学校の連携を促進する必要がある。
- 新たに専科指導の対象とすべき教科については、既存の教職員定数において、学校規模に応じて音楽、図画工作、家庭、体育を中心とした専科指導を実施することが考慮されていることや、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状を踏まえ、これらの点に引き続き配慮することに加えて、系統的な学びの重要性、教科指導の専門性といった観点から検討する必要がある。その上で、グローバル化の進展やSTEAM教育の充実・強化に向けた社会的要請の高まりを踏まえれば、例えば、外国

語・理科・算数を対象とすることが考えられる。当該教科の専科指導の専門性の担保方策や専門性を有する人材確保方策と併せ、教科担任制の導入に必要な教員定数の確保に向けた検討を進める必要がある。

②義務教育9年間を見通した教師の養成等の在り方

- 現行制度においても、大学で最初に取得した教諭の免許状を基礎として、勤務経験と講習の受講の組み合わせによって他の学校種の教諭の免許状を取得することや、中学校教諭の免許状を保有する教員が小学校で当該免許状の教科を教えることが可能となるなど、教員免許状に係る学校間の垣根は低くなってきている。
- 教科担任制の導入なども踏まえ、教師には、一層、学校段階間の接続を見通して指導する力や、教科等横断的な視点で学習内容を組み立てる力など、総合的な指導力を教職生涯を通じて身に付けることが求められる。このため、教員養成段階では、小学校教諭の免許状と中学校教諭の免許状の両方の教職課程を修了し、両方の免許状を取得することが望ましいが、2つの教職課程を同時に学生に求めることは学習範囲も広範にわたり、負担が大きい。
- このため、従来、小学校と中学校の教職課程それぞれに開設を求めていた授業科目を共通に開設できる特例を設けることにより、学生が小学校と中学校の教諭の免許状を取得しやすい環境を整備する必要がある。
- また、一定の勤務経験を有する教師は一定の講習を受講することで他の学校種の教諭の免許状を取得することが可能だが、中学校教諭の免許状を保有する者が小学校で専科教員として勤務した場合の経験年数は、現状ではこの勤務年数として算定されていない。
- このため、中学校教諭の免許状を保有する者が小学校教諭の免許状を取得しやすくなるよう、小学校で専科教員として勤務した場合の経験年数を算定できるよう要件を弾力化する必要がある。

(4) 義務教育を全ての児童生徒等を実質的に保障するための方策

①不登校児童生徒への対応

- 小中学校における不登校児童生徒数は平成 24 (2012) 年度以降増加の一途を辿っており、令和元 (2019) 年度には 181,272 人、このうち 90 日以上欠席している児童生徒数は 100,857 人と不登校児童生徒数の約 56%を占めるに至っている。

- 不登校を減らすためには、学校が児童生徒にとって安心感、充実感が得られる活動の場となり、いじめや暴力行為、体罰等を許さず、学習指導の充実により学習内容を確実に身に付けることができるなど、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力あるものとなる必要がある。
- また、現に不登校となっている児童生徒に対しては、個々の状況に応じた適切な支援を行うことにより、学習環境の確保を図ることも必要である。
- このため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実による相談体制の整備、アウトリーチ型支援の実施を含む不登校支援の中核となる教育支援センターの機能強化、不登校特例校の設置促進、公と民との連携による施設の設置・運営など教育委員会・学校と多様な教育機会を提供しているフリースクール等の民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組の充実、自宅等での ICT の活用等多様な教育機会の確保など、子供たちが学校で安心して教育が受けられるよう、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援策を講じるとともに、更に効果的な対策を講じるため、スクリーニングの実施による児童生徒の支援ニーズの早期把握や校内の別室における相談・指導体制の充実等の調査研究を進めていく必要がある。

②義務教育未修了の学齢を経過した者等への対応

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）第 14 条が規定するように、学齢経過者の中に義務教育の機会の提供を希望する者が多くいることを踏まえ、夜間中学については、教育のセーフティネットとして質・量共に充実していく必要がある。
- このため、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進することが重要である。
- また、多様な生徒に対応する夜間中学の実態を踏まえ、教員（養護教諭を含む）に加えて日本語指導補助者、母語支援員、スクールカウンセラー等の専門人材の配置を促進し、「チームとしての学校」を推進することにより、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進めることで、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図ることが必要である。

(5) 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策

- 健康教育においても、児童生徒等の心身の状況等を踏まえて、エビデンスに基づく個に応じた指導・支援を充実させることにより、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）を育成することが重要である。
- このために、健康を保持増進する全ての活動を担う養護教諭を適正に配置し、養護教諭の専門性や学校保健推進の中核的役割、コーディネーターの役割を発揮し、組織的な学校保健を展開する必要がある。そのためにも、養護教諭の無配置校をなくしていくべきである。
- その上で、学校医、学校歯科医、学校薬剤師をはじめとする専門家と引き続き連携を図るとともに、健康の保持増進にとどまらず、今日の子供たちの抱える様々な問題に対処する上でも、教育界と医療界が協力して取り組むことが重要である。また、健康診断情報をはじめとする学校保健情報を速やかに電子化し、効果的に活用することが今後一層求められる。
- また、今後、ますます多様化する社会の変化の中で、子供たちの置かれている生活環境も様々であり、食育においても今まで以上に個別に寄り添った支援が求められる。加えて、学習指導要領にもあるとおり、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つである、食に関する資質・能力を定着させるには、教科等横断的な視点での学びが求められるとともに、児童生徒が他者と協働して主体的に学習活動に取り組むことが重要である。このため、健康教育の基盤となる食育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実を図るとともに、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行を図るなど、栄養教諭の配置促進を進めることが必要である。

(6) いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

- 令和元（2019）年度の小中学校におけるいじめの認知件数は 591,069 件、重大事態の発生件数は 593 件とそれぞれ過去最多で、近年は増加傾向にある。暴力行為の発生件数については、令和元（2019）年度は 72,132 件であり、過去5年間の傾向として、小学校における暴力行為が大幅に増加している。
- また、令和元（2019）年における日本の自殺者の総数は 20,169 人と、近年は減少傾向にある中、小中学生の自殺者数は 120 人となっており、児童生徒の自殺が後を絶たないことは、極めて憂慮すべき状況である⁶²。児童相談所における児童虐待相談対応件数も増加しており、令和元（2019）年度は 193,780 件と過去最多となっている。このうち、学校等が相談経路となっているのは 14,828 件と、約8%を占めている。
- こうした課題に対処するためには、児童生徒の問題行動の発生を未然に防止するため

に、成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実，生徒指導上の課題の発生や深刻化につながることも指摘される背景や要因といった困難の緩和，教育相談体制の整備，教育委員会・学校における組織的な対応の推進を図るとともに，児童虐待防止に向けては，教育委員会・学校と市町村，児童相談所，警察等の関係機関との連携強化を図っていくことが必要である。

- このため，児童生徒が主体となった自己有用感や社会性を高める活動の促進，生徒指導上の課題との関連も指摘される背景等の困難を抱える児童生徒への包括的な支援の在り方の検討，SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防の取組の推進等を行うことが重要である。
- また，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実や，SNS 等を活用した相談体制の全国展開などの教育相談体制の整備や，いわゆるスクールロイヤー等を活用した教育委員会における法務相談体制の整備などの取組を引き続き進めていくことが必要である。
- さらに，学校いじめ防止基本方針の実効化やいじめ等の状況に関するデータの活用の促進，虐待の早期発見・通告，保護・自立支援を円滑に行うための学校における対応の徹底や研修などの支援策を講じるとともに，更に効果的な対策を講じるための調査研究を進めていくことが必要である。